

子育てのお知らせ

児童手当の申請はお済みですか

中学校修了前までの児童（15歳に達する日以後最初の3月31日までの児童）を養育している人は、児童手当の申請をすることができます。

まだ申請をしていない人は、早急に申請をしてください。

申請をした日の翌月分から支給されます（公務員の人は、

勤務先で申請をしてください）。児童の年齢や人数などで、支給金額は変わります（左表）。

申請に必要な書類など、詳しくは子育て支援課支援係で問い合わせください。

子育て支援課支援係

TEL 06・6992・1647

■支給金額

支給対象児童 (中学校修了前まで)	支給金額 (月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3~12歳)	15,000円
中学生	10,000円

所得制限超の世帯の児童は一律 5,000円です。

■所得制限

扶養親族の数	所得制限 限度額
0人	622万円未満
1人	660万円未満
2人	698万円未満
3人	736万円未満
4人	774万円未満
5人	812万円未満

扶養親族が1人増えるごとに、限度額に38万円加算します。

■支給日

支給月	内訳
6月	2~5月(4か月分)
10月	6~9月(4か月分)
2月	10~1月(4か月分)

支給日は各支給月の8日です。

土・日曜、祝日の場合は、前日の平日が支給日です。

改正 乳幼児医療費助成制度が 子ども医療費助成制度に

市では、子育てにやさしいまち、魅力あるまちとして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成制度を子ども医療費助成制度とし、対象を平成27年度から府内トップクラスに拡充します。

現在、通院に係る医療費の助成は、6歳(小学校就学前)までとなっていますが、4月1日からこの対象年齢を15歳(中学校卒業まで)までに拡充し、また各世帯の所得により対象者に制限がありました。これにより、今まで医療費の助成制度を受けることが

できなかった子どもが、新たに医療機関で通院治療を受けた場合に医療費の助成対象となります。1月に新たに対象となる児童の保護者には、市から文書を送付します。手続きなどの詳しい内容は、「広報もりぐち」2月号に掲載します。

同制度においては、府内でも下位になっていましたが、トップクラスに拡充することで、子どもたちも安心して元気に駆け回り、健康ですくすくと育ってほしいと考えています。

子育て支援課支援係

TEL 06・6992・1647

募集 アルバイト延長保育士

資格 保育士資格を持つ人

勤務時間 月～土曜日

○早朝 11時前7時30分～10時

○薄暮 11時後3時～6時30分

のうち3時間

※土曜日は正午～午後6時30分

分のうち2時間

勤務場所 金田保育所

勤務内容 保育補助

申・問履歴書および保育士証の写しを保育・幼稚園課保

育係まで持参または郵送
(〒570-8666京阪
本通2-2-15)

TEL 06・6992・1661



区分	改正前
名称	乳幼児医療費助成制度
通院	小学校就学前
入院	中学校卒業まで
所得制限	あり
実施日	平成27年3月31日まで



区分	改正後
名称	子ども医療費助成制度
通院	中学校卒業まで
入院	中学校卒業まで
所得制限	なし
実施日	平成27年4月1日から